

Weekly Report

第589日号
令和3年2月15日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

令和2年分所得税の確定申告の注意点

所得税の確定申告が始まります(4月15日まで)。

◎医療費控除……医療費控除の明細書を作成し、提出する必要があります(領収書の提出等による申告はできません)。また、健保組合等が発行する医療費通知を添付する場合は明細書の記入を簡略化できますが、通知に記載がない医療費(反映されていない期間分や自由診療など)は明細書を作成します。

◎寄附金控除……確定申告を行う方はふるさと納税のワンストップ特例は適用されません。なお、新型コロナの影響により中止等された一定のイベントの払戻しを放棄した場合における寄附金控除を受けるには申告が必要です。

◎雑損控除……災害等で資産に損害を受けた場合は、雑損控除を適用できますが、生活に通常必要でない資産(貴金属、骨董など)は対象外です。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用する方は、その金額を住宅の購入金額から差し引きます。なお、入居

した年を含む一定期間に、以前居住していた住宅の売却などで譲渡所得の課税特例(3千万円特別控除など)を受けている方は住宅ローン控除は適用できません。

◎給与以外に副収入等がある場合……年末調整を行った給与所得者でもネットビジネスなどの副収入等による所得が20万円超の場合は、申告が必要です。

◎延納制度を利用する場合……納税額の1/2以上を期限内(4月15日)に納付することで、残りの税額の納付を5月31日まで延長できます。ただし、振替納税を利用する方は、振替日と延納期限が同じ日(5月31日)のため、申告書に延納申出額を記載した場合でも全額が一括で口座引き落としされます。

一定の財産を保有する方は調書を提出
確定申告期限が4月15日まで延長されたことに
伴い、国外財産調書や財産債務調書の提出期限も4
月15日まで延長されています。

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額などを記載した国外財産調書を、所轄税務署長に提出する必要があります(正当な理由なく期限内に提出がない又は虚偽記載の場合は罰則があります)。

また、所得税等の確定申告書の提出が必要な方で、所得金額(退職所得を除く)が2千万円超であり、昨年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産債務調書を提出する必要があります。

協会けんぽの令和3年度保険料率を確認

中小企業等が加入する協会けんぽ(全国健康保険協会)の令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分(4月納付分)から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、46支部で改定(引上げ20道府県、引下げ26都県)され、据え置きは1支部です。

また、40歳~64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する全国一律の介護保険料率は、1.80%(現行1.79%)に引上げとなります。